

## 男鹿市規則第26号

### 男鹿市介護保険法施行細則の一部を改正する規則

男鹿市介護保険法施行細則（令和5年男鹿市規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(居宅介護サービス費等の額の特例)	(居宅介護サービス費等の額の特例)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 前項の申請をする者は、介護保険利用者負担額減額・免除 <u>認定</u> 申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に省令第83条第1項各号に規定する災害その他の特別の事情があることにより、居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用（以下「介護サービス利用者負担額」という。）を負担することが困難であることを証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。	2 前項の申請をする者は、介護保険利用者負担額減額・免除申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に省令第83条第1項各号に規定する災害その他の特別の事情があることにより、居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用（以下「介護サービス利用者負担額」という。）を負担することが困難であることを証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。
3～6 (略)	3～6 (略)
7 市長は、第4項の規定により減免の承認又は不承認の決定をしたときは、介護保険利用者負担額減額・免除 <u>認定</u> 決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するとともに介護保険利用者負担額減額・免除認定証（様式	7 市長は、第4項の規定により減免の承認又は不承認の決定をしたときは、介護保険利用者負担額減額・免除決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するとともに介護保険利用者負担額減額・免除認定証（様式第3

改正後	改正前
<p>第3号) を交付しなければならない。</p> <p>8及び9 (略)</p> <p>10 市長は、前項の規定により減免を取り消すときは、介護保険利用者負担額減額・免除<u>認定</u>取消通知書（様式第4号）により、速やかに当該減免を受けた者に通知しなければならない。</p>	<p>号) を交付しなければならない。</p> <p>8及び9 (略)</p> <p>10 市長は、前項の規定により減免を取り消すときは、介護保険利用者負担額減額・免除取消通知書（様式第4号）により、速やかに当該減免を受けた者に通知しなければならない。</p>

## 改正後

様式第1号（第2条関係）

介護保険利用者負担額減額・免除認定申請書			
フリガナ 被保険者氏名		保険者番号	
		被保険者番号	
生年月日	年 月 日		
住所	電話番号		
世帯の生計を主として維持する者の氏名		本人との関係	
住所	電話番号		
＊世帯の生計を主として維持する者が被保険者本人の場合、住所・電話番号は記載不要			
利用者負担額 減免申請理由			
男鹿市長 様			
上記のとおり、関係書類を添えて利用者負担額に係る減額・免除を申請します。			
年 月 日			
住所			
申請者 氏名			
電話番号			

## 改正前

様式第1号（第2条関係）

介護保険利用者負担額減額・免除申請書			
フリガナ 被保険者氏名		保険者番号	
		被保険者番号	
生年月日	年 月 日		
住所	電話番号		
世帯の生計を主として維持する者の氏名		本人との関係	
住所	電話番号		
＊世帯の生計を主として維持する者が被保険者本人の場合、住所・電話番号は記載不要			
利用者負担額 減免申請理由			
男鹿市長 様			
上記のとおり、関係書類を添えて利用者負担額に係る減額・免除を申請します。			
年 月 日			
住所			
申請者 氏名			
電話番号			

## 改正後

## 様式第2号（第2条関係）

文書番号 年月日													
様 男鹿市長　印													
介護保険 利用者負担額減額・免除認定決定通知書													
<p>さきに申請のありました利用者負担額減額・免除については、下記のとおり決定しましたので通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 30%;">被保険者氏名</td> <td style="width: 30%;">被保険者番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">決定年月日 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">決定事項</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 承認する            適用年月日 年 月 日 (承認内容)            有効期限 年 月 日         </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 理由            理由         </td> </tr> </table>		被保険者氏名	被保険者番号			決定年月日 年 月 日		決定事項		<input type="checkbox"/> 承認する 適用年月日 年 月 日 (承認内容) 有効期限 年 月 日		<input type="checkbox"/> 理由 理由	
被保険者氏名	被保険者番号												
決定年月日 年 月 日													
決定事項													
<input type="checkbox"/> 承認する 適用年月日 年 月 日 (承認内容) 有効期限 年 月 日													
<input type="checkbox"/> 理由 理由													
問い合わせ先 〒010-0595 男鹿市船川港船川字泉台66-1 男鹿市民福祉部介護サービス課 電話 0185-24-9119													
○ 審査請求 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県介護保険審査会に対して審査請求することができます。なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。 2 この処分については、上記1の審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、男鹿市を被告として（男鹿市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができます。 3 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。 ①審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 ②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 問い合わせ先 〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1 秋田県介護保険審査会 電話 018-860-1363													

## 改正前

## 様式第2号（第2条関係）

文書番号 年月日													
様 男鹿市長　印													
介護保険 利用者負担額減額・免除認定決定通知書													
<p>さきに申請のありました利用者負担額減額・免除については、下記のとおり決定しましたので通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 30%;">被保険者氏名</td> <td style="width: 30%;">被保険者番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">決定年月日 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">決定事項</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 承認する            適用年月日 年 月 日 (承認内容)            有効期限 年 月 日 紹付率 /100         </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 理由            理由         </td> </tr> </table>		被保険者氏名	被保険者番号			決定年月日 年 月 日		決定事項		<input type="checkbox"/> 承認する 適用年月日 年 月 日 (承認内容) 有効期限 年 月 日 紹付率 /100		<input type="checkbox"/> 理由 理由	
被保険者氏名	被保険者番号												
決定年月日 年 月 日													
決定事項													
<input type="checkbox"/> 承認する 適用年月日 年 月 日 (承認内容) 有効期限 年 月 日 紹付率 /100													
<input type="checkbox"/> 理由 理由													
問い合わせ先 〒010-0595 男鹿市船川港船川字泉台66-1 男鹿市民福祉部介護サービス課 電話 0185-24-9119													
○ 審査請求 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県介護保険審査会に対して審査請求することができます。なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。 2 この処分については、上記1の審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、男鹿市を被告として（男鹿市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができます。 3 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。 ①審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 ②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 問い合わせ先 〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1 秋田県介護保険審査会 電話 018-860-1363													

## 改正後

## 様式第3号（第2条関係）

(表面)

介護保険利用者負担額減額・免除認定証						
交付年月日 年 月 日						
被 保 険 者	番 号					
	住 所					
	フリガナ					
	氏 名					
	生年月日	年	月	日		
	適用年月日	年	月	日	から	
有効期限	年	月	日	まで		
減額・免除認定事項	給付率 /100					
保険者番号並びに保険者名称及び印	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 男鹿市					

(裏面)

注記事項

一 居宅介護（介護予防）サービス等を受けるときは、必ず事前に、この認定証を事業者又は施設の窓口に提出してください。

二 居宅介護（介護予防）サービスを受けるときに支払う金額は、居宅介護（介護予防）費用から居宅介護（介護予防）費用に給付率を乗じた額を引いた額になります。また、介護保険負担額度認定証に基づき、指定介護予防サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所サービス、介護予防短期入所生活介護及び介護保険施設予防短期入所療養介護等を利用する際、免責の認定証の有効期限に満ったときは、減額・免除の認定証の有効期限に満ったときは、超過する際には、この証を添えてください。

三 この証の裏面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市にその旨を届け出してください。

四 不正にこの証を使用した者は、刑法により非leurとして懲役の処分を受けます。

五 刑事罰の処分を受けます。

## 改正前

## 様式第3号（第2条関係）

(表面)

介護保険利用者負担額減額・免除認定証						
交付年月日 年 月 日						
被 保 険 者	番 号					
	住 所					
	フリガナ					
	氏 名					
	生年月日	年	月	日		
	適用年月日	年	月	日	から	
有効期限	年	月	日	まで		
減額・免除認定事項	給付率 /100					
保険者番号並びに保険者名称及び印	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 男鹿市					

(裏面)

注記事項

一 居宅介護（介護予防）サービス等を受けるときは、必ず事前に、この認定証を事業者又は施設の窓口に提出してください。

二 居宅介護（介護予防）サービスを受けるときに支払う金額は、居宅介護（介護予防）費用から居宅介護（介護予防）費用に給付率を乗じた額を引いた額になります。また、介護保険負担額度認定証に基づき、指定介護予防サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所サービス及び介護予防短期入所生活介護等に介護保険施設サービス、介護医療サービス、短期入所施設等に介護保険施設サービス、介護予防短期入所生活介護等を利用する際、免責の認定証の有効期限がなくなりたときは、減額・免除の認定証の有効期限に満ったときは、超過する際には、この証を添えてください。

三 この証の裏面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市にその旨を届け出してください。

四 不正にこの証を使用した者は、刑法により非leurとして懲役の処分を受けます。

五 刑事罰の処分を受けます。

## 改正後

## 様式第4号（第2条関係）

<p>文書番号 年月日</p> <p>様 男鹿市長 印</p> <p>介護保険 利用者負担額減額・免除認定取消通知書</p> <p>年月 日文書番号で承認しました利用者負担額減額・免除については、下記のとおり取り消しましたので通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">被保険者氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>被保険者番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">取消年月日 年月日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">決 定 事 項</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top; width: 15%;"><input type="checkbox"/> 承認する</td> <td>取消適用年月日 年月日 (取消内容) 取消有効期限 年月日 取消給付率 /100</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 取消理由</td> </tr> </table> <p>問い合わせ先 〒010-0895 男鹿市船川港船川宇泉台66-1 男鹿市市民福祉部介護サービス課 電話 0185-24-9119</p> <p>○ 審査請求</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県介護保険審査会に対して審査請求することができます。なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。</li> <li>この処分については、上記1の審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、男鹿市を被告として（男鹿市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</li> <li>処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。</li> <li>②処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</li> <li>③その他無効を経ないことにつき正当な理由があるとき。</li> </ul> </li> </ol> <p>問い合わせ先 〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1 秋田県介護保険審査会 電話 018-860-1363</p>	被保険者氏名		被保険者番号		取消年月日 年月日		決 定 事 項		<input type="checkbox"/> 承認する	取消適用年月日 年月日 (取消内容) 取消有効期限 年月日 取消給付率 /100	<input type="checkbox"/> 取消理由
被保険者氏名											
被保険者番号											
取消年月日 年月日											
決 定 事 項											
<input type="checkbox"/> 承認する	取消適用年月日 年月日 (取消内容) 取消有効期限 年月日 取消給付率 /100										
	<input type="checkbox"/> 取消理由										

## 改正前

## 様式第4号（第2条関係）

<p>文書番号 年月日</p> <p>様 男鹿市長 印</p> <p>介護保険 利用者負担額減額・免除取消通知書</p> <p>年月 日文書番号で承認しました利用者負担額減額・免除については、下記のとおり取り消しましたので通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">被保険者氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>被保険者番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">取消年月日 年月日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">決 定 事 項</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top; width: 15%;"><input type="checkbox"/> 承認する</td> <td>取消適用年月日 年月日 (取消内容) 取消有効期限 年月日 取消給付率 /100</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 取消理由</td> </tr> </table> <p>問い合わせ先 〒010-0895 男鹿市船川港船川宇泉台66-1 男鹿市市民福祉部介護サービス課 電話 0185-24-9119</p> <p>○ 審査請求</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県介護保険審査会に対して審査請求することができます。なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。</li> <li>この処分については、上記1の審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、男鹿市を被告として（男鹿市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</li> <li>処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。</li> <li>②処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</li> <li>③その他無効を経ないことにつき正当な理由があるとき。</li> </ul> </li> </ol> <p>問い合わせ先 〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1 秋田県介護保険審査会 電話 018-860-1363</p>	被保険者氏名		被保険者番号		取消年月日 年月日		決 定 事 項		<input type="checkbox"/> 承認する	取消適用年月日 年月日 (取消内容) 取消有効期限 年月日 取消給付率 /100	<input type="checkbox"/> 取消理由
被保険者氏名											
被保険者番号											
取消年月日 年月日											
決 定 事 項											
<input type="checkbox"/> 承認する	取消適用年月日 年月日 (取消内容) 取消有効期限 年月日 取消給付率 /100										
	<input type="checkbox"/> 取消理由										

改正後	改正前
備考 改正箇所は、太枠で示した部分である。	

#### 附 則

この告示は、令和7年12月1日から施行する。